

健康診断結果票の写しの提供について（同意確認書）

労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 66 条の規定に基づき実施した健康診断のうち、以下の条件に該当する者の健康診断結果について、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 27 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、健康診断結果の写しを提供します。

【条件】
健診受診日において全国健康保険協会の被保険者資格を有するもの

また、健康診断結果票の写しに特定健康診査項目以外の健診項目が含まれている者については、健康診断受診者本人より、特定健康診査項目以外の健診結果を含む健康診断結果票の写しを全国健康保険協会新潟支部に提供することについて同意を得ています。

年 月 日

所在地 事業所名 事業主氏名			
健康保険の記号 (7 桁もしくは 8 桁)			
所属・担当者名			
提供人数		電話番号	

健診結果票の写しに以下の項目以外の健診項目が含まれている場合は、本同意確認書の提出が必要となります。

身長、体重、BMI、腹囲、血圧、脂質（空腹時中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）、空腹時血糖（又は食後 3.5 時間以上の随時血糖、又はH b A 1 c）、肝機能（A S T（G O T）、A L T（G P T）、γ-G T（γ-G T P））、尿検査（尿糖、尿たんぱく）、服薬歴、喫煙歴、メタボリックシンドローム判定、医師の診断（判定）、医師名、既往歴、喫煙歴、自覚症状、他覚症状の有無